

第 11 回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議（概要）

日 時：平成 24 年 5 月 2 日（水）13:00～16:00

場 所：議事堂 3 階 301 委員会室

出席者：議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議委員 9 人

資料：第 11 回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 事項書

資料 1 三重県議会基本条例の一部を改正する条例案及び新旧対照表案

資料 2 議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議における検討項目及び検討結果について

資料 3 三重県議会基本条例の検証に当たって検討すべき課題に対する執行部意見

資料 4 「議員活動」、「議員報酬」及び「政務調査費」に関し、一定期間内に検討することを確認する方法について

委員：ただいまから第 11 回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議を開催する。本日は、議会基本条例の一部改正案について執行部からの意見を聴取する。それでは、執行部から意見をお願いします。

執行部：資料 2 と資料 3 を使って説明をさせていただく。該当の部分についてだけ、意見を申し上げる。資料 2 の 4 ページの「議決責任」であるが、その用語の使い方としては、まだ一般的ではないという認識を持っており、また「責任」という文言の使い方は非常に重たいので、その定義については逐条解説ではなく、条例上で定めた方がいいという意見である。8 ページの「質問趣旨確認」については、再質問など事前通告が行われない質問等に関して、適切に答弁するという観点から、質問の趣旨を確認する場合もあるということについては理解をいただきたい。9 ページの「議会と知事との協議」については、議会基本条例制定の議論の時から常設化をお願いしている。今回も同様であり、議会と知事との協議の場の制度化を引き続きお願いしたい。この件については、4 月 19 日に会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議でも同様の意見を申し述べさせていただいている。12 ページの「委員会資料の事前公開」については、ホームページでの公開は既に現在も行われているので、詳細事項を定めるに当たっては、現状どおりの取り扱いを基準として考えていただきたい。13 ページの「附属機関委員の身分等」についても、議会基本条例制定当時、執行部と議会との間で議論があったと理解をしている。この附属機関委員の身分の取り扱いについて、法令の範囲内であることを十分に確認していただきたい。14 ページの「会期制」については、4 月 19 日の会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議において意見を述べさせていただいている。17 ページの「議会事務局」については、条文では「現行のとおり」とされているので、現時点では特に意見はない。それから 17 ページの「知事等に対する文書質問制度、資料提出要求制度」についてである。まず、文書質問制度について文献等も当たって確認した。基本的な理解としては、文書による質問は、口頭による質問を補完する場合に行われるものと解されているそのた

め、議会が会期の手続き等を定める会議規則に規定されるべきものと考えている。現行の一般質問に関する規定は、会議規則で定められている。このような基本的理解のもと、1 点目、文書による質問が制度化された場合には、執行部としては、議場での質問と同様に誠実に対応させていただきたいと考えており、議場での質問についての知事等の答弁については、法令や条例で義務付けされていないので、答弁書の性質についても同様の扱いにさせていただきたい。それから 2 点目であるが、文書による質問も、「質問」であるならば、会期中のみに認められるという文献もあるので、文書による質問ができる期間として、閉会中にもできるというのはいかなるものかと考える。それから 3 点目、追加条文案の第 14 条の 2 第 1 項には「議員は、議長を経由して」となっているが、会議規則の質問については「議長の許可を得て」となっているので、文書による質問でも「議長を経由」ではなく、「議長の許可を得て」とされるべきと考えている。それから、「文書質問」という形でされると、その定義が必要になってくると思われるので、「文書による質問」という形で条文中入れられてはどうかと考える。それから、文書質問制度の制度設計である。まず 1 点目が、一般質問等との重複及び文書質問間の重複について、そのようなことがないように制度設計の中で配慮をいただきたい。それから 2 点目、質問書については、簡明な質問書になるように、一定の様式なり質問の趣旨、質問内容など、記載事項等についても基準を設けていただければと考える。それから 3 点目、文書質問ができる回数について、この文書質問制度の制度設計については、執行部の負担について配慮いただいていると考えているが、1 件の取り扱いについて、1 件 = 1 問という形ではないということで、例えば大きな項目で 1 件として、何十問という形でされるケースもあるかも知れないので、このようなことについて配慮をいただきたい。それから、質問書を決定する方法であるが、質問書の知事等への送付については、議長が質問書を「議会運営委員会に諮り決定」することとされているが、閉会中も知事等への送付が議会運営委員会等で取りまとめられ、五月雨式にバラバラと出てくるのではなく、ある程度取りまとめて出させていただきたい。それから、答弁書提出期日であるが、「質問書を知事等へ送付する際に、答弁書の提出期限を設ける」とあるが、質問内容によっては、調査等に時間がかかる場合もあるので、質問の回答期限の設定については柔軟に協議をお願いしたい。それから、知事等の回答義務についてであるが、先ほども申し上げたように、知事等に質問書に対する答弁書の提出を義務付けるということになっているが、議会内部の規律である申合せ事項の中で、少なくともその義務付けをするのはいかなるものかと考えている。それから、文書質問制度の導入であるが、新たにこの制度を導入するということであれば、執行部への影響も大きいので、さらに詳細な制度設計については、執行部と十分協議をお願いしたい。それから、文書質問制度の導入と合わせ、例えば予算決算常任委員会での当初予算にかかる審査、調査等について効率化を図っていただくとか、議会提出資料のさらなる簡素化についてもご配慮いただければありがたい。それから、23 ページの「住民投票」については、今回、規定をしないので、現時点では特に意見はない。以上である。

委員：執行部から意見をいただいた。質問があればお願いします。

委員：資料3の文書質問制度の制度設計の(4)だが、「質問はまとめてほしい」という意味か。閉会中であつたとしても、持ち回りで議会運営委員会に諮り、その後、議長から提出というイメージを持っていたが、そのことをしてほしいと書いてあるのか、それとも、個別に出すのではなくて、出すのであればまとめて出してほしいという話なのか、説明いただきたい。

執行部：まとめていただきたいというのと、まとめるに際しては議会運営委員会等で取りまとめられるということが前提の上で、個別ではなく、ある程度まとめていただきたいということである。

委員：「まとめてほしい」理由は何か。文書による質問というのはタイムリーさを求めるという発想も非常に大きく、そういう意味では「まとめて」となると、タイムリーさと相反してしまうため、執行部に「まとめてほしい」という意味合いはどうか、確認をさせていただきたい。

執行部：文書による質問も、質問である限り、「議長を經由」ではなく、「議長の許可」といった手続きが必要であれば、議会の中でもその文書質問を執行部側に投げる場合に、決まった手続きを踏まれると思われる。そうであれば、一般質問と同じで、随時五月雨式に出てくるのではなく、時期的に、例えば議会運営委員会が開かれる時など、そういう中でまとめていただけると考えている。

委員：それは議会の中の話なので、執行部としてまとめてほしいという理由が特になくという理解をさせてもらうが、それでよいか。

執行部：当然私どもとしては、適時性の部分と調整が必要なことはあるが、五月雨式にダラダラとやるよりは、ある一定、この日この日という形でまとめていただけると、対応もしやすい。

委員：いかがか。よいか。

委員：資料3の3ページの(6)「知事等の回答義務」で、議会内部の規律である申合せ事項に知事等に義務を負わせる規定を設けることは適切でないという指摘をいただいているが、回答をもらう担保が必要だと思うが、仮にそれが適切でないならば、この文書質問の回答をもらう担保は、お互いに信頼関係があるから、そのような義務規定を設けなくてもいいということか、適切ではないという根拠を含めて、もう少し聞かせて、もらえないか。それと、4「その他」であるが、「文書質問制度の導入とあわせ、予算に係わるもの等の資料の簡素化について配慮いただけないか」は、どういうことを言っているのか、具体的なことも含め、聞かせてもらいたい。

執行部：まず、「知事等の回答義務」であるが、議会内部の申合せ事項は、議会の行動規範を定めるものであり、二代表制の一方である知事に対して、議会の申合せ事項の中で回答義務を課するのはいかがかというのがある。それと、現行の一般質問に対する回答についても、特に法令上、知事の回答義務を課したものはない。これはお互いに議会と執行部の信頼関係の中で誠実に対応しているので、一般質問か、文書の質問かはともかくとして、質問ということであれば、そのような一般質問の例による形で執行部も誠実に対応させてもらうので、改めてその義務化を明文の規定で設ける必要ないという意見である。次に、「その他」で簡素化について配慮いただきたいという趣旨

は、文書質問制度は新たな制度導入で、重たい課題だと認識をしている。議会基本条例全般の議論の中でも、全体の執行部の業務運営や負担の部分について配慮いただいております。そのような趣旨から文書質問制度を導入するのであれば、例えば当初予算の審議については幾重にも各段階で審議があるので、そのような部分について簡素化できる部分はないのかを含めて検討いただけるとありがたいということである。

委員：知事の回答義務の件については、これまでの一般質問の解釈同様に義務規定を設けなくても当然担保されるものであり、改めて義務化をする必要はないという意見だと受け止めさせていただいてよいか。それともう一つ「その他」のところであるが、具体的に、文書質問制度が導入されるのであれば、こういうものは簡素化されてもいいのではないか、というものがあるのであれば、お話しいただきたい。

執行部：「その他」の部分については、例えば平成 22 年 2 月にも議会の方に意見を申し上げたが、議案聴取会などの説明資料は、読み上げ形式の文書になっていると思うが、もともとそこは執行部が出てきて説明するということであり、説明口述をそのまま資料として提出させていただいているが、そういった部分については、骨子とか項目とか、そういった部分だけでいかなものか。他に、例えば当初予算については調整方針、総括的質疑、基本的な考え方、要求状況、それを受けての総括質疑、それから分科会という形で審議をいただいているわけであるが、それぞれの時間配分が適当なのかといったことについても、少し再検討していただければありがたい。それから、最初の質問については、これは法令で義務付けされていないということは、当然それは審議の中でそれぞれ県民から選ばれた議員と、知事がそれぞれの立場で誠実に対応するということを前提に、その義務付けがなされていないのと思っているので、そういう意味でお互いの良識の中で対応していくということではないかと考えている。

委員：分かった。

委員：答弁の義務に関連する話であるが、地方自治法第 121 条には「長等の出席義務」という規定があり、知事や教育委員会の委員長等が議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは議場に出席しなければならないという内容である。議場に出席しなければならないというこの規定に基づけば、出席しておいて説明しないということはあるのか。普通に考えれば、議会の審議に必要な説明のため、議長から説明を求められた時は、知事等は議場に出席しなければならない。説明のために出席しているということは、回答をしなければならないと思うが、そういう意味ではないということか。

執行部：この地方自治法第 121 条の規定は、おそらく質疑のために出席をするもので、質疑と質問は少し違うものであり、そこに提出されている議案について、質疑をしていただく。一般質問というのは、そこに提出されている議題ではなく、県政一般について質問するというものであり、ここで言われている「出席して説明するもの」というのは、その質疑に係る説明ということになるかと思う。

委員：議会の審議というのは、執行部的に見ると、議案を審査するだけの機関という位置付けになるということか。

執行部：そういうことではなく、質問ができるかできないかというのは、地方自治法が制

定された時期に明文規定がないため、いろいろ議論があったと聞いている。結論としては、執行部の執行状況を監視したり評価したりするのは議員の本来の職責であるから、特に明文規定がなくても一般質問ができるという解釈のもとに今の全国議長会が出している標準議会会議規則ができていると聞いているので、先ほど申し上げた質問についての明文規定はないというのは、そういう意味である。ここで言っている「説明」というのは、質疑に対する説明と解釈すべきものだと思う。

委員：そうすると、一般質問でいろいろと我々が質問した時に、知事が議長から答弁を求められ、黙っていても法的には許されるということか。

執行部：先ほど申し上げたように、議員にも評価・監視のために質問することが職責としてあるならば、知事の方にもそれに対して回答する職責があるかと思うので、法的に規定されていなくても、それは職責から自ずと派生するものとして回答すると解釈すべきと思う。

委員：確かに、義務付けということまで位置付けるのはいかがかと思いつつも、今、執行部が話したように、その職責として知事ないし執行部に、回答を求めることは、我々としてはできるという理解でよいか。

執行部：会議規則に一般質問は規定されているが、ここで会議規則によって創設的にその質問権が設定されたものではなくて、もともと議員の持っている権限の中、職責の中に入っているという考え方になるから、そういう意味では委員のおっしゃるとおりと思う。

委員：執行部の答弁と私の質問とに少しずれがあるが、我々が職責として執行部を監視・評価し、それに基づき質問する。知事等は、その我々の質問に対して回答するのは、職責としてであるという説明はいただいた。であるならば、例えば文書質問をした時に、答弁書の提出を義務付けるというのは確かに行き過ぎかも知れないが、答弁書の提出を知事等の職責として求めることができるという考え方はよいのかを、確認させてもらった。

執行部：その規定の仕方として、義務を課すという書き方ではなくて、議会の側から求めるという書き方をされるという意味合いか。

委員：一つの案であるが、そういう書き方もあるのかと。それは、条例上ではなく、申合せ、ないしは内規的なものになるわけだが、勿論それは執行部に対して、我々としては求めるということを宣言するわけだが。まったくノーなのか、それでも全然ダメなのか、検討の余地はありなのか。

執行部：「求める」ということで結構だと思う。

委員：分かった。

委員：今の問題からいくと、これは議会運営委員会で決める話で、これだけの議論をしておけば、私は「回答を義務付ける」というところまで書かなくても十分担保されていくし、今までも一般質問、代表質問等を含めてそんな規定はどこにもなく、だからと言って答弁拒否したことはないと理解をしておき、「答弁いたしかねる内容であります」くらいのことは言ったかも知れないが、答弁そのものをしなかったことはないと思うので、そこはお互いの信頼関係の中で、またこういった形の議事録を残す形でい

いかと思う。他のところについて尋ねる。まず冒頭に意見をいただいた「議決責任」だが、私はあまり「議決責任」という言葉は書かない方がいいのではないかと考えていたが、執行部として「議決責任がある」という文言と、今回は議決責任を「深く認識し」という文言にしているわけだが、その違いをどう考えるか。議決責任があるとはここでは書いていない。「議決責任を深く認識し」という書き方をここではしている。この規定は議会のあくまでも説明責任としてあるわけだが、そこをどう考えるか。

執行部：その「議決責任を深く認識し」という言葉についても、私どもとしては非常に主観的な表現なので、少し疑問はあったが、その部分については特に今回意見を申し述べることはしなかった。私どもで気になったのは、責任という文言が出てくるので、それについては一応逐条解説でいろいろフォローはされているとは思いますが、議会が何らかの法的な責任を負うことを予定しているという解釈をされかねないので、そういう意味からすれば、はっきり条例の中でその部分については定義なりで明示しておいた方がいいのではないかという趣旨である。

委員：そうすると、「責任がある」という書き方と、「深く認識をする」という書き方は少し違う主観性がある書き方だと感じているわけか。

執行部：そのように感じた。

委員：まさしくやり取りの中でそこが相当議論されて、ここに落ち着いたというのが正直なところだと思う。それを次の項などで「議決責任とは」と書くのは、少しいやらしさが残るかと思うので、逐条解説に収めておき、まさしくこれは主観的な問題であり、そういったことを認識しながら、説明する責任はあると。議決責任に関しては、法的な責任まではないというのを逐条解説にとどめておくというのが、このプロジェクト会議の落ち着いたところだということもご理解いただきたい。

委員：意見を求めるか。

委員：求めない。あとこれをどうするかは、まさしく条文中にまで載せるのか、逐条に落とし込むのか、おそらくここはもう逐条に落とし込んで明記しておけばいいということになったので、私はそれでいいと思うが、それでもというのであれば、また今後議論をすればいい。それともう一つ、「附属機関」の第12条関係。今回要するに一步踏み込んだわけだが、今までは附属機関を明記しただけでも踏み込んだというわけだったが、過去にこの附属機関を設置する中で、この報酬に関してはどうするかということで、今まで県議会は謝金・謝礼にとどめてきた部分がある。それを今回一步踏み込んで、設置条例において非常勤の特別職として報酬を支払うと明記すると。これに関しては、地方自治法にも触れてないし、根拠法令がないのではないかという意見だと思う。まさしくここは限りなく結論なき議論になると思うが、ここに関しては、今の執行部が置かれている立場として、当然これは言わないといけないと思うが、今回これをここまで踏み込んで明記したことによって、いわゆる国の問題、地方自治法をどう考えるかという問題にいくので、あまりここで議論をするのはどうかと思う。それよりも三重県議会の議会基本条例を契機に踏み込んだ条例ができ、そして国会の場なりで地方自治法改正の議論を重ねていくところに持っていく話かと思うが、執行部はどう感じるか。

執行部：政治的な議論、大所高所に立った制度議論というのはあって然るべきだと思う。ただ、我々は実際に現行法の規定の中で事務をするなり執行をしていくという基本的なスタンスがあるので、例えば特区議論の中でこの議会の附属機関を設ける、設けないという議論があったが、その中でも総務省の見解としては、従前の見解を踏襲しているという理解もあるので、いみじくも委員が言われたように、私どもとしてはこういうことは表明せざるを得ないということである。

委員：当然、執行部は、これは言わざるを得ないという部分だと思う。仮に報酬で支払いして、訴訟案件になった場合、県は守る立場の根拠法令はないということになってくるだろう。しかし、この場でこれ以上議論しても、もう結論は出ないと思うし、県議会の側がどう捉えて今後どう考えていくかというところに帰結すると思う。

委員：非常に大事なところで、確認的に前回のこの基本条例を作る時に総務省に問い合わせをし、多分一緒の認識だと思うが、附属機関の委員については、非常勤特別職という解釈が成り立つ。報酬の云々はその時は議論しておらず、非常勤の特別職であるというのは総務省も認めている。これは互いの共通認識でいいと思うが、それでよいか。

執行部：その点については、私どもはまだ認識をしていない。ただ、少なくとも地方自治法上の附属機関ということについて総務省がこの部分について「そうだ」とは言っていないと理解している。

委員：総務省はOKではなかったか。事務局に確認する。

事務局：平成21年2月に基本条例第12条の規定を活用した三重県議会の改革諮問会議の設置をする際に、私どものほうと総務省で話し合い、打ち合わせを行ったことがあった。その中で、議長会からの要望を受けた議会の附属機関とは異なり、合議の構成員に非常勤特別職の委員を任命するという、いわゆる附属機関に位置付けられるものではない、いわゆる執行部の附属機関のような審議会ではないと。地方公務員法では、3条3項3号に「臨時または非常勤の顧問、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職」に規定があり、広い解釈ができる条項なので、任命行為を行えば非常勤の特別職公務員として議長のもとに置かれた事務局の一員的な位置付けをすることはできると回答されている。

委員：解釈としては、非常勤の特別職としての解釈はできると。報酬については言っていないし、云々かんぬんは今のところないということで、それだけ互いの共通認識にしておけばいいと思っているが、どうか。

執行部：先ほどの座長の見解では、今回の改正の中で専門的な知見云々のところがあったと思うが、その部分についての委員と言うか職員という部分についてのお話ではないかと理解しており、地方自治法で規定する附属機関の委員についての部分とは少し違うのではないかという理解をしている。おそらく専門的知見の部分を活用する部分について、例えばこの特区申請の中でも専門的知見の部分をも認めたから、附属機関についてもいいのではないかという提案が議会から出ているが、それについては幾度かの申請について総務省からは、「引き続き附属機関としてはこれだ」という回答もあると聞いているので、そこは従前と変わっていないと思う。

委員：関連して。先ほど来のお話を聞かせてもらって改めて考えると、当初この議会基本条

例を作った時も、この附属機関については自治法の範囲を越えているという議論があったと思うが、あえてそれを承知でこの三重県議会が先陣を切って今後の地方議会に必要な制度であるという自覚のもとに条例化に踏み切ったと理解、記憶している。今回も改めてこの見直しの中で、地方自治法改正の中で専門的知見の新たな前進があったので、これをベースにした案文に変えていこうかという、いろいろな意見交換もあったが、当初、最初の議会基本条例で入れた魂と言うか、議会改革にかける思いの最もシンボリックな部分だったので、このまま残していきたいというのが委員の集合した意見になり、今回この附属機関についてもそのままの方法でこの条例の中に入れ込んできたということがあると思う。皆さん方の立場は、やはり法をベースにして、法を遵守していくという立場が最も基本であるべきだし、そうだと思うが、我々は皆さんとは違って、現状の制度や法をいかにこれからより良き方向に変えていくかという意味が大事であって、今、地方分権が進む中、特に地方の裁量権が増えているわけであるから、そういう意味でこの附属機関の問題については法を少しでも前向きに解釈し進めていくという、意欲的な積極性の表れという意味で、ぜひ理解をいただきたい。

委員：この話は、あくまで意見をいただいて、我々はその意見に対して質問をしているだけであり、議論をする場でもないので、この程度にしておきたい。続けてどうぞ。

委員：執行部の意見に対する自分の意見を申し上げたい。この「議決責任」という言葉は、このままストレートに出て来るのは非常に重いと前から思っていた。ただ、議論の中でいろいろあって、こういう状況になっているわけだが、そういう単語、用語として独立して使うと、その言葉が、少し一人歩きする嫌いもあるように感じるので、例えば「議決に伴う責任」とか、あるいはこの「議決責任」を法的な責任ではなしに、道義的、社会的、政治的な責任というようにここでは規定したので、そういう心配は除外したが、議決に伴う責任とか認識という部分を自覚するということでもあり得るという思いも少しして、執行部の意見は検討に値するように感じた。それから、「文書質問」についても、新しい言葉であるので、執行部の言うように正式な文書による質問かどうかは別にして、「文書による質問」の文言でもいいと思う。それから、会期中しか質問が認められないので、会期以外で質問ができるのであれば法的根拠を示せということについては、やはりいつでもどこでも県民の状況を確認しながら、県に対していろいろな要請や質問ができるという議会活動のあり方が必要だし、質問できない法的根拠があるのなら言っていたきたい。

委員：「質問が認められない」という法的根拠を教えてくださいという部分についての回答をお願いしたい。

執行部：基本的に、文書によるものであれ、質問ということであれば、議会の権能としてやるということであるので、議会が閉会している期間は議会の権能が閉じているということであるので、その期間に質問をされるのはどうなのかということである。

委員：後ほど検討する。

委員：では、「文書による質問」でいくつか聴きたいと思うが、まず基本的な理解として、文書による質問は口頭による質問を補完する場合に行われるものだと、要するに条例には定められていなくて、一般質問等は会議規則に定められているから、会議規則に

一緒に載せておけばいいのではないかということであるが、この文書による質問制度は、国会の質問主意書を少し倣って考えているわけだが、国会の「質問」と「質疑」の違いを読ませていただくと、質問というのは口頭でやるものだという基本的見解を書いているが、国会においては、質疑は口頭で行うものであり、質問は緊急質問の場合を除き文書で行うことが原則であると書いてあり、ここは「議会運営の実際 2 (自治日報社)」の文章を引用しているが、これは「地方議会において」という括りでこのように書いてあるのか、そのところをまず教えていただきたい。それと、「一般質問に対する規定は会議規則で定められている」というのは、第 42 条の 2 に規定されており、さらにそれに基づいて質疑、質問等に係る議会運営委員会の申合せがあるが、これを逆に言うと、文書による質問制度を条例に載せるのであれば、「質問」という項目を作って、そこに例えば本会議における質問はこんなことができ、文書による質問もすることができるかと併記しておけば、バランスは取れるということをアドバイスしていただいているのか。そのあたりを教えてほしい。

執行部：最後のところは、そういう趣旨ではない。一般質問や代表質問というのは議会の中心であるので、それさえも義務付けがされていないのであれば、この文書による質問が、口頭による質問の補完的な役割というのであれば、当然義務付けするということではないのではないかということである。それと、自治日報社のこの部分については、当然、地方議会の部分についての規定である。

委員：分かった。アドバイスをいただく中で、どうするかというところは、端的に言うと、バランスが崩れているのではないかということだと思うので、今まさしく議会における質問というのも大変重要なものであると。それは会議規則に定められる範囲だということを見ると、議会基本条例にも「質問」という項目を設けていくということも一つの案というアドバイスをいただいた気がする。続いて、この「文書質問制度全般について」の(1)で、この文書による質問が制度化された場合には、「執行部としては議場での質問と同様に、誠実に対応していきたいと考えている」とある。大前提の姿勢が書いてあるが、これも誠実に答えていきたいということによいか。

執行部：当然これは知事と十分意思疎通した上で回答させていただいているので、執行部として誠実に対応させていただくということ、この場で表明をさせていただく。

委員：知事と意思疎通もしていただいたものを、やはり止めておこうと言うと逆に失礼になるので、これはもう残していく方向になると思う。その場合、答弁書を義務付けるということに関しては、そこまで書くのはちょっとどうかというのは、お互いの信頼関係においてきちんとやるということで、表現を少し考えてもらえないかという注文をいただいていると。そこに対しては、最終、議会運営委員会が決めることかも知れないが、そういう判断があってもいいかと思う。それと、(2)の、「法的根拠を示されたい」というところに関して、確かに我々も、その法的根拠を示すところまでは難しいという気がしているが、議会の権能を高めていく一つ的手段・方法としてこういったことがあってもいいと考えている。議会の権能は閉会中にはその権能そのものが存在しないという判断から、できないのではないのかということであったが、質問することができないという明確な法的根拠までの説明はなかった気がする。そこはもう少

し文書か何かで教えてもらいたいし、加えて、これは通年制にしたら問題はないということか。逆に言うと、執行部側から暗にもう議会も通年制にしてよというふうに読めるが、その辺を教えていただきたい。

執行部：当然のことながら、通年制であればその議会は開いているわけなので、こういった疑義はなくなると思う。

委員：閉会中は議会の権能そのものがないというが、それを何かきちんと説明している根拠を資料としていただきたい。続いて、(3)の「議長を経由」ではなく「議長の許可を得て」とされるべきとあるが、これは(4)の提出された質問書を決定する方法で、要するに議会運営委員会に諮って決定するところのプロジェクトでは今決めているが、ここは議長一人で許可をするということに対しては、重さを鑑みながら、さらに閉会期間や休会期間とかいろいろな問題等を考えて、議長一人の許可ではなく合議的に決めていくという方向でやっているわけだが、やはり合議的にしっかりと議会運営委員会で決めていこうという形にすれば、議長の許可でなくとも「経由」ということで、議会運営委員会で詳細な設計をした上で、適切なフィルターを通して執行部に届くようにすればいいということなのか、やはり議長の許可ということなのか、その辺を教えていただきたい。多分、会議規則第42条の2で、議長の許可を得て質問ができるということとの平仄合わせ的なことかと思うが。

執行部：一般質問のほうが、議長が議会を代表するということで議長の許可を得てということになっているので、実質的な審議の仕方や手続きは委員の意見にどうのこうのという話ではないし、むしろ慎重にやっていただけると思っているが、議会から執行部に出ていく時に、一般質問との関係からすると、議長の許可という部分が要るのではないかという理解でいる。

委員：分かった。表現上、この会議規則との整合性で文言が違うという提案をいただいている気がする。それと我々は議論の中で、これは条例上に表記される問題ではなくて、議会運営委員会の申合せ事項辺りに表記されていくことかと思うので、その表現の整合性の問題としてアドバイスをいただいたと感じる。あと、2ページの「文書質問制度全般について」の(4)で、やはり「文書による質問」という言葉に統一されたらどうかというのは、説明を聞いて私も感じた。次に2の「文書質問制度設計について」における(1)の一般質問等との重複及び文書質問間の重複がないようにしていただきたいという部分に関しては、一般質問などでも、そのような整理は本議会ではしていないと思うし、同じ項目でも角度が違ったり、ベクトルが違うこともある。だからここは我々議員の中でお互いが配慮していく問題ではあるけれども、それに「お願い」と書いてあるので、できる範囲においてはそうかもしれないが、同じ項目でもベクトルが違う場合があり、例えば「学力テスト」と書いた場合、それに対して賛成の立場もあれば反対の立場もある。それを質問を一本にしてくれないかというのは無理な話であり、ここはそういう思いとして捉えていい。それと、(2)の「簡明な質問書」にしてもらいたいというのは、そのとおりだと思うし、文書質問ができる回数についても、1件は1問じゃないので膨大な数になる可能性があるのではないかということで、これは1問にするか1件にするかというのは当然議論されたわけだが、ここは「1件」

という言葉にはしているけれども、そこは我々の常識の範囲でやっていくというところでとどめさせてもらったし、「1問」とするよりは「1件」ということでいいと感じている。今いる51人の議員以外の人が入ってきてどうなるかという問題はあるけれども、それはまたその時(3)の文書質問制度の導入の場合、執行部と制度設計を調整したいというのは、すでに議論したことも含め、ここは当然そうした方が、いざ進め始めてからお互い疑義が生じてくると、お互いに不幸になると思うので、よりクリアにしておくことが大事かと思う。それは広げるとか閉めるとかではなく、しっかり共通にクリアにしておくという意味において、当然かと思う。最後に、この「その他」のところで、文書質問制度の導入とは違うことを書いてあるが、私も予算決算常任委員会のさまざまな説明、県政の基本方針や予算の調整方針など、ちょっと回数が多かったり、ここはこんなにボリュームを持って質問する場なのかとか、いろいろと特に今年1年間感じる場面があった。そういった意味においては、このような提案があったということで、ここの場で諮る問題ではなが、例えば今後、予算決算常任委員会の理事会などで協議をされ、より精査、整理されていけばいいと感じる。それはまた違う場でやる話ではないか。だから、座長の方から議長なり予決の委員長に、こんな意見が執行部からあったということで申し送っていただければどうか。

委員：それでは、今意見をいただいた中で、文書で回答をほしいと言われた部分があったので、そこは対応いただけるか。

執行部：逐条解説を用意させていただく。

委員：あとどうか。

委員：文書質問の件であるが、文書質問が出ると、やはり趣旨を確認する意味で、議員と話をして回答を作っていくのか。それとも、一発回答のようにやるのか。

執行部：簡明ということをおっしゃっていただいたのは、その文書をいただいて、そのまま理解して書けるというところをまずお願いしたいということであって、勿論少し疑義が出てきた時には、議員各位に連絡申し上げる場合もあるかもしれないが、基本的なところは簡明な質問書でこちらで理解をして書けるということを前提でお願いしているということである。

委員：国会の質問主意書がどのようなルールでやっているかはちょっと分からないが、今のやり取りを聞いていると、議場での質問の方が形骸化していて、文書質問の方が重きを置くようになっていかないかという気持ちもするわけだが、執行部の方としてはそんなイメージは特に持たれていないか。

執行部：基本的には、一般質問なり議場での代表質問がメインだと考えているので、この文書による質問は議場での質問を補足、補完することだと思っている。本来、言論の府である議場での質疑なり議論が形骸化するの、まさしく本末転倒の話だと理解している。

委員：あと「議決責任」という言葉だが、議決による結果の責任というようなものであれば、逐条解説なしでもいいのではないか。

執行部：定義の仕方はテクニカルな部分でいろいろあると思うが、基本的に「責任」という文言が条例の中で謳われるのは非常に重たいと思うので、その部分についていろいろ

るな解釈の違いなどが出てこないようにしておいた方がいいのではないかという趣旨である。

委員：あとはいかがか。

委員：「議会と知事との協議」だが、知事から協議の申し入れがあった場合、信頼関係と互い真摯に向き合う姿勢の中で、速やかに協議の場ができるように思うが、常設化ということにこだわる訳はどういうものなのか。

執行部：これは、議会基本条例制定時からの議論で、時代の変化を背景にそれぞれ地方自治法の解釈にしる、いろいろなところで違う部分が出てくるし、それが議会の権能と知事の権能で重なる部分が出てくると思う。その制定当時の議論を考えると、執行部の思いとしては、こちらから申し入れをさせていただいても、なかなかそういった場は早く設定が難しかったという経緯もあるし、実際に協議の場を設けていただいた時に、協議の設定の仕方も事前に十分議論させていただきたいという思いもあり、議会と知事とが協議すべき具体的な案件が生じた場合、決定がどちらにあるのかという部分もあり、執行部としては、基本的に知事からそういった案件について協議の申し入れがあった場合には、原則として速やかに開いていただきたいという思いがあり、そのあたりのところを制度化、明文化していただけたらありがたいという趣旨である。4月19日の会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議でも同様のことを申し上げ、現にそういう取り扱いをしているという発言もあったので、それならば現の取り扱いをそのまま明文化していただくということではいかがかという議論をさせていただいたということである。

委員：今、申し入れがあった場合に速やかにできていないということをお話されたのか。

執行部：現時点で特に何か特定の案件があり、それができていないとかいうことを申し上げているわけではない。非常にお互いの立場が鋭く対立する場合もあるのではないかとこのケースも考えられるので、そういった時の制度的な仕組みとして、議論の場を制度化していただければいかがかということである。

委員：先ほどの知事の回答義務ではないが、協議の必要があって申し入れがあれば、信頼のもとに真摯に向き合って速やかに協議することは当然なので、それほど常設化にこだわり、何か規定が必要なのかと思う。

執行部：執行部も、具体的な事例が起こったら、基本的には協議に応じていただけるということと、その協議の仕方についても、できれば事前にシステムといったものが明示され、担保されればよいということである。

委員：同じ件だが、片方は「文書質問」とか「義務付ける」で、こちらは言葉を柔らかくして「制度化する」ということを裏返して言われているのではないのか。どちらも気持ちを持ってやればいつでも開ける、いつでも回答はきちんとすると言いながら、片方は「義務付ける」で、片方は「制度化する」と、同じ意味のことを言われているように思うが、そうではないのか。

執行部：一般質問その他について、常時そういうケースがあり、当然に誠実に対応させていただいている実態があるので、いかがかということをおっしゃっている。この部分については、そんなにケースが出てくるとは考えていないので、今こういう議論をしていて

も、具体的にそういう事例が出てきた時には、私どもも変わっているだろうし、そういう意味からすると、最低限の制度化をしていただけたらありがたいということである。

委員：同じ件でもう一つ、一番最初の説明で、その協議が速やかにいかなかったことが過去にはあったというニュアンスだったと思うが、それは例えばどんなことなのか。

執行部：議会基本条例の制定に係る一連の流れの中で、執行部も初めてのケースであったので、必ずしも意思疎通がスムーズにいったという実感がなかった部分があるということである。

委員：過去の事例で具体的に教えてほしいが、どんな案件の時にそんなことが起こり得るのかイメージできない。執行部が経験されてきた中で、あれば教えてほしい。

執行部：二代表制の議論の中で、従前は、議会はチェック機能、執行部が政策立案・執行であったが、政策形について議会が非常に積極的な役目をするという議論があったと思う。その中で、従前の執行部の権能という解釈からした時に、少し議会の方が踏み込んだと感じられる部分があり、それについて議論をさせていただきたいという場面があり、少し行きつ戻りつというところがあったということである。

委員：前のこの議会基本条例を作る時にすったもんだがあったということを使ったわけである。

委員：そのことぐらいか。

委員：多分そうではないか。

委員：まったくそういう場面が想像できないのに、盛り込む必要があるのかどうか分からないのでお聞きした。

委員：あと、よいか。では、最後に執行部にも共通認識ということで申し上げておくと、文書質問制度は乱発するというイメージではない。本来、議場で質問はすべきもので、ただ、閉会中にどうしても即時対応が必要な場合に、開会を待って、質問日ができない場合には、文書による質問も行っていこうという趣旨である。本来議場でやるものをバンバン文書でもってというイメージではないので、それは認識いただきたい。そういうことで、皆さんよいか。

(了承)

それでは、本日の意見聴取はこれで終了させていただく。退席をお願いします。

(執行部退席)

休 憩

委員：今から委員協議に入りたい。執行部からの意見に沿っていく。資料3を見ていただきたい。まず「議決責任」から意見のある方はお願いします。

委員：執行部からは、この条例中に文言の定義をしたらどうかという意見があったが、このプロジェクトでは議論が尽くされているし、逐条解説で法的責任ではなくて、社会的、道義的、政治的な責任と押さえていくということかどうか。

委員：それでよいか。

(了承)

では、そのようにさせていただく。それから、次は「反問権」であるが、これはもう

この文言どおりでよいか。

(了承)

次、「議会と知事との協議」について、まず皆さんに報告を申し上げておくが、本国会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議の正副座長とこちらの正副座長の4名でこの件と「文書質問」の件について協議の場を持った。文書質問については、我の方の結論に任せるということで了解いただいた。「議会と知事との協議」については、向こうのプロジェクトもこうした執行部との意見聴取をやっており、今日と同様のことを言われている。その場で、一度各会派に持ち帰って協議をすると回答されているということ。なので、今度おのおのの会派で寄る時にそういう話が出てくると思う。その上で執行部に回答するということである。私どもの方は、前に皆さんにこの件についてお諮りした時に、会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議の結論はそのままでいいという議論を先にさせていただいたので、それを尊重して、現行のままでよいか皆さんにお諮りをし、了という話でここに至っている。なので、この議論については会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議に私どもとしてはもう委ねるということで理解をいただきたいと思うが、いかがか。

(了承)

では、そういうことにさせていただく。

それから、次、「委員会資料の事前公開」、これも向こうの言っているとおりでよいか。

(了承)

それから、「附属機関委員の身分等」について、これも多分議論があるかと思うので、意見のある方はどうぞ。

委員：執行部との意見の中で申し上げたが、これはこのレベルで議会と執行部が意見を言い合っても、多分共通の認識はないと思う。前回もそうだし、総務省に見解を現状において質しても、もう答えはある意味分かっているところだと思う。政治的な立場と根拠法令から見て手続き上の立場という話は確かにあるが、やはり政治的に一步、議会の権能の一つとして進めていくということにおいて、ここは皆さんで確認をしたわけなので、私はこのままでいいと。併せて今後、他議会とか全国議長会がどういう運動をされていくかという部分だと思うし、仮に附属機関を設置する場合どう設置するか、調査会なのか、附属機関なのかというところでまた議論があるだろうから、議会基本条例上はもうこれでいいのではないか。

委員：私も同意見だが、今日いただいた執行部からの意見は、我々も議論の中で十分踏まえた上でこういう形に落ち着かせようということに来てつもりでいるので、このような形でいいと。

委員：そういうことで、皆さんよいか。(了承)

委員：私も結論的にはいいが、報酬として支払った場合に、これは違法ではないかという監査請求があって、実際に「違法」という決断が下された場合、執行部がその責を負わなければいけないということも我々は自覚した上でこのままでいこうということを考えないといけないということだけ、共有認識として持たせていただきたい。

委員：それでは、「会期制」、「議会事務局」等はいいかと思うが、それでよいか。

（了承）

それでは、「文書質問」のところに入る。まず1の「文書質問制度全般について」協議をお願いします。

委員：「議長を経由して」というのは、どういう議論の結果、こうなったのか。

委員：これは、[資料2](#)18ページで検討事項・案ということでたたき台を示して、その中で「議会運営委員会を経て」という結論だった。議会運営委員会を経て質問をするので、その時に議長もみえ、議会を代表するのは議長なので、「議長を経由」してという表現に落ち着いた。会議規則と平仄を合わせるという意味では、少し問題があると今感じている。そういうことで「経由」という表現になった。

委員：「議長を経由して」というのが、議長の重みを感じにくい。何か議長をスルーさせて行ったらそれでいいという感じがある。それこそ今、座長が言われた言葉を使わせてもらえば、議会運営委員会を経由して議長の許可を得て、それから知事というような段階がもう少しきちっと表現できた方がいいか。

委員：議論の中で、「議長の許可を得て」という手続きにしたら、議長はほとんどノーとするのは難しいだろう。基本的に議長だけにその重みを与えるのはどうかという議論の中でこういう文言になり、議会運営委員会で合議的に決めようとなった。だからここは重みの問題ではなくて、実質的な問題であったと思うが、会議規則等の表現上の問題、平仄上の問題という意味においては、表現上の重みというところもあるので、そこは「議長の許可を得て」という言葉に直して、実質的には議長を経由しながら詳細は議会運営委員会でフィルターを決めておくという整理でどうか。確かに表現上は何か軽いように思われる部分があるかも知れないし、会議規則との整合性、特に条文にする段階においては少し問題が残るということを感じた。

委員：という意見だが、皆さん、どうか。よいか。

（了承）

それでは、「議長を経由して」を「議長の許可を得て」と修正をしたい。他にいかがか。

委員：[資料3](#)1の(4)で「文書質問」なのか「文書による質問」なのかということであるが、「文書による質問」ということで統一していいという気がする。

委員：よいか。

（了承）

では、「文書質問」という表現をすべて「文書による質問」ということで統一させていただく。

委員：そこを直すのだったら、さっきの「議決責任」は「議決による責任」の方がバランスとして合うと思うが。「議決責任」という言葉は今まで世の中になかったのではないか。

委員：ここはそういう言葉の合わせるどころと言うよりは、今、議論になっているのは口頭による質問と文書による質問という二つの使い分けになっていると理解しているので、「議決責任」を「議決による責任」にするという議論とは別である。

委員：こだわらない。もう一つ、この2ページの四角枠の中に「口頭による質問を補完す

る」ということがあるが、参考までに、中津川市議会で声帯の不自由な方の代読の質問が認められなかったということがあったかと思うが、三重県議会では代読が認められているのか。これを想定した時に、文書で出す時にまた何かしら不自由があってその人が出せなくなるようなことが起こらないか。

事務局：ずっと遡っては調べていないため正確には言えないが、そのところは議論していただいていると思う。

委員：その裏返しで、この文書質問で、文書であるがために出せないようなハードルができてしまう人は起こり得ないかと、少し気になった。

委員：多分口頭による代読ということをやろうとした場合は、議会運営委員会で判断をいただく形になると思うので、その市議会がなぜダメと言ったのか分からないが、当県の議会運営委員会にかけた場合に、それほどダメという結論になるとは思えない。

委員：文書の方もそういう懸念はないか。文書による質問を何がしかの理由で出せないのでも口頭で質問するとか、そんなことまで考えなくていいか。

委員：それはまずは議会運営委員会で諮られて、文書の代わりにこういった方法でやりたいと言われた場合は議会運営委員会で判断されるということになると思う。

委員：1の(1)のところで、誠実に対応していきたいという表明はしていただきながら、義務付けの表記まではいかがかという注文をいただいているところは、これは条例上の話ではなくて、申合せ上の話と思うが、これだけのやり取りをした中で、やはり「いや、これは義務だ」というところまでする理由が果たしてあるのか。ここは信義に基づく問題ではあるけど、あえてそこは少し表現を「求める」とかいったことにしても瑕疵はないのではないか。

委員：私も、資料2の18ページの検討事項・案の7番目に「知事等の回答義務」と書いてあるところが引っかかっているならば、「知事等の回答要求」として、文言としては「知事等に質問書に対する答弁書の提出を求める」としておけばいいと思った。勿論、阿久根市のような市長がいる現実からいくと、求められているならば回答しないということもあるのかも知れないが、それはそれでまた別の手段として地方自治法上、不信任ということもあるので、「求める」でいいと思う。

委員：あと、意見はどうか。

委員：私も、執行部が職責として当然行わなければならないものと解釈していると言われるので、こちらから「義務付け」という表現にしなくてもいいと思っている。

委員：それでは、だいたい皆さんそのような意見かと思うので、「知事等の回答義務」という表現を「回答要求」にさせていただいて、「提出を義務付ける」という表現を「提出を求める」ということで変えさせていただきたいと思うが、それでよいか。

(了承)

委員：「知事等の回答要求」まで書かずに「知事等の回答」で、文言のほうも「求める」ぐらいでどうか。

委員：という意見だが、よいか。

(了承)

では、そのようにさせていただく。では、1(2)のところに入っていくたい。

委員：国の質問主意書は、国会開会中に限られているのかを、教えていただきたい。

事務局：「開会中」となっている。

委員：私は、議会の権能は、閉会している時はないとまでよく言い切ってくれたと思って聞いていたが、議会の権能を高めていくためにどうするかを今議論をしており、その一つの手段としてこの文書質問制度をずっとしてきたわけで、それを法解釈上なのか、閉会中は権能そのものがないと言い切られて、「はい、そうですか」というのはなかなか納得しづらいところがあって、議員としての仕事は常に 24 時間 365 日だという発言もあった。それに執行部が応える責務はあるのかどうかとなると、「執行部は議会のための執行部か」と執行部も言いたくなくなる。その気持ちも分からないではないが、そこは座長も「乱発するわけではない」と。本会議、一般質問等での補完的かつ即時的な問題に限られていく話だという中では、ここまで書いてこなくてもいいと思っている。法的根拠を分かるように示してもらいたいと他の委員も言われたけど、そこを見てから判断をしてもいいかと思うが。事務局、何かこれに対しての見解なり意見はあるか。

事務局：資料 2 の 17 ページの 24 の点線枠中の「課題提起」の中の下から 2 番目の段落、「議会機能強化の取り組みの一つとして、本会議での質問等の機会にとらわれずに常に質問できる仕組み」を求めているわけだから、これがまず大前提である。この観点から考えると、従来は閉会中しか議会の権能はないというようなスタンスで地方自治法は解釈されてきていたわけだけれども、最近はまさにこの「議会の機能を強化する取組」という観点から、国の方でも地方自治法を改正して代表者会議等を協議・調整の場の一つとして位置付けている。代表者会議は閉会中だけかと言うとそういうわけではない。そして、もともと議会を代表する議長は、常に 365 日すべてを代表してきたが、議会の代表者として活動しているということから考えると、何も狭く解釈する必要はないと思う。

委員：こういう問題が大きく法的に引っかかっているのであれば、以前のやり取りの中で事務局から当然その法的解釈の一つとして指摘はあった。ひとまず根拠を出してと言ったけれども、とられることはないと思うし、逆に言うと、よくここまで書いてきたと思ったりする。

委員：即時的なものということを狙ってやっている部分もある。そもそもこの制度を作る目的は何なのかというと、従来の 4 会期制だった時の本会議場で質問ができる時以外の時にフォローしているので、開会、閉会ということにとられる必要はないし、仮にこれが法律違反と指摘をされても、害があるとはそんなに想定されないので、このままいったらどうか。

委員：議員活動というのは、会期中、閉会中にかかわらず年間を通じてやるべきものだし、この平成 11 年度法改正以降、地方の裁量権が増えてきただけに、議会の責任も拡大している。その権能拡大を当然目指していくべき今の状況の中で、むしろ閉会・開会を問わずこういう質問ができるというものを我々は求めていくべきである。たまたま開会中であるから本会議場を通じて質問をするということであるので、この閉会中も当然正式な対応で質問ができるという制度を設けていくべき時代に突入している。そう

いう面から進めてまいりたい。

委員：なお、閉会中でも議会が開催できるという現在の制度があれば、一層それが公的な根拠の一つになってくると思う。

委員：一定、半数以上の議員が求めたら臨時議会を請求できるということになっているが、一方で地方自治法上、議会の解散の規定があるということは、解散しない限りにおいては、閉会中であろうが、開会中であろうが、議会としての権能は常にあり続けるものだという解釈になると思うので、あまり執行部が言っていることについて「そういう考え方もある」というぐらいで軽くいなしておいたらどうか。

事務局：先ほどの質問にあった、臨時議会の招集の要件だが、付議すべき事件を示して、議員定数の4分の1以上の者で要求がなっている。

委員：それでは、今の議論をまとめると、このままいくということによいか。

(了承)

それから、今回、議会基本条例に14条の2として新たな条項が一つ入る。そして、2項で、「必要な事項は議長が別に定める」ということになると、多分議会運営委員会の申合せで入ってくると思うが、普通の一般的にする質問はまったく規定がなくて、文書質問だけ規定が出てくるのは、別におかしくはないと思っているが、そういう整理でよいか確認をさせていただきたい。

委員：我々の共通認識として、口頭による質問を補完するものだというだけでいけば、条例上書かないといけないという理解なので、逆に口頭による質問も条例に入れてしまうと、同レベルの扱いになるというのもいかなものか。議会の権能、職責として、口頭による質問ができるということが大前提としてある中で、文書によるものもできるとあえて基本条例上書くという意味合いでいけば、現状のままでいいのではないか。

委員：あとどうか。よいか。

(了承)

では、そのようにさせていただく。それでは、資料3-2の方は制度設計の話なので、(1)からいく。(1)が一般質問等と文書質問間の重複のないようお願いしたいということだが当然のごとく一緒のことを聞いていても違う質問というものもたくさんあるので、そのような重複は致し方ないという整理になるかと思うが、そういうことでよいか。

(了承)

それから(2)の「質問書」については、明確な質問となるように様式を定めて、質問の趣旨(背景)、質問内容など記載事項等について基準を作成していただきたいという具体的なお願いであるが、こういうことでしていくということによいか。

(了承)

それから(3)の「文書質問ができる回数」について、1件というのが1問ではないため、1件の中で複数の質問が出されることも想定されるので、1件が拡大解釈されることのないよう、基準ルールを求めていただきたいということである。

委員：1件でも1問でも一緒である。1問と言っても大括りの1問とする人もいるので、我々が良識の範囲でどう判断するかにとどまるのではないか。そこを決めても難しい。

委員：という意見だが、どうか。

委員：やはり心配だから「1問」でという意見もあるかもしれないが。

委員：正直言うと、基準やルールと言ってもこんなものを作るのは無理だろうと思っているので、これは聞き置く。

委員：ということでよいか。

(了承)

次に(4)の「提出された質問書を決定する方法」について、これは質問書の知事等への送付については、議長が質問書を議会運営委員会を諮り決定することとされており、ある程度取りまとめられると考えられるが、閉会中も知事等への送付が議会運営委員会等で取りまとめられるようにしていただきたいと。要するにある程度まとめてほしいというのと、質問自体をまとめてほしいということだったか。

委員：2の(1)と重なってくる意味合いもあったと思うが、文書質問間の重複を避けるという意味においても、まとめて出してもらえると対応しやすいという意見ではあったが、文書質問間の重複は議会運営委員会の方でチェックする中で、これも以前出したやつだからというのでハネることができるのであれば、配慮してもいいが、それよりも即時性の方を優先するべきだと思っているので、聞き入れることはなかなか難しいのではないかと。

委員：という意見であり、これも聞き置くということになるかと思うが、それでよいか。

(了承)

それから(5)の「答弁書の提出期日」で、質問書を知事等へ送付する際、答弁書の提出期限を設けるとあるが、質問の内容によっては調査などに時間を要したり、文書質問が特定の部門に偏る場合には、当該担当部局に相当の事務量が生じることなどから、期限の設定にあたっては、その都度、執行部と協議をしていただきたいという内容になっているが、これについていかがか。これも即時性と求めるという話からいくと、その都度協議して回答を決めていくというのは、あまり現実的ではない。ある程度普通の文書の常識的な回答と言え、2週間程度になろうかと思うので、それだけ決めておいて、あとはそれを協議によって変えることはできるぐらいの話だろうとイメージしているが。

委員：原則規定、場合によっては協議と。国会の質問主意書も確か原則7日間、場合によっては延ばせると。強烈に延びたもので100何日というのがあった。

委員：それが1週間なのか2週間なのか10日なのか、それはまた議会運営委員会で決める話で、我々が決めるところではない。方向的にはそういうことで、その都度決めるのではなく、一定の標準日は設定するということになるかと思うが、それでよいか。

(了承)

では、そのようにさせていただく。

それから、(6)の「知事等の回答義務」、これは先ほども議論がされているので、「求める」ということで整理をさせていただく。

それから3の「文書質問制度の導入について」、これも既に議論があったと思うが、勿論十分に調整をした上でやっていくということで、改めて確認させていただきたいと思うが、よいか。

(了承)

次に4の「その他」ということで、何の関係もないことが書いてあるが、これについて意見があれば。

委員：確かに、「その他」でよくこれを書いてきたと思う。交換条件的な雰囲気もあるかも知れないが。だけど、確かに私も去年1年間、予算のさまざまな調整方針からいろいろと議論をしていく中で感じる部分があった。過去の歴史から、それぞれの会派に説明しているとか会派長に説明しているのだったら一緒の場でやったらどうかという形で盛られた経緯もあると思う。そこは整理をする必要性はある。それはいたずらに議論を少なくするというのではなくて。どの状況で予算総括をやるのが一番いいのかというのもあるだろうし、これは提起されてここで議論する話ではないが、座長から予算決算常任委員会の委員長なり理事会で協議してもらったらいい話ではないか。

委員：という意見だが、どうするか。「どうするか」という意味は、正直言ってまったく関係ない話なので、この場で聞き置くというだけの可能性も一つありかというのと、あと、この検討会として予算決算委員会の理事会委員長へこういった意見が執行部からあったので一度ご検討いただきたいという形にするのか、どちらかかと思っているが、どうか。

委員：せっかく聞いたので、一応予決の委員長には座長から、一声かけていただいたらどうか。

委員：という意見だが、それでよいか。

(了承)

それでは、そのようにさせていただく。

委員：戻って申し訳ないが、一番頭の重複のないようにということだが、原則、立ち位置が違ったり、目的と違ったり、項目が同じであってもいろいろあるので、重複のないようにはできないという原則でいいが、現実の話として、これからいろいろフィルターをかけていく、ルールを作っていくが、明らかにこの表題も一緒に、目的も一緒に、立ち位置も一緒に、期待することも一緒に、答弁書に書かれてくることも、質問したこととまったく一緒にということが判明した時にはそれなりの対応になるだろうが、それでもOKということか。

委員：一つには、やはり会派という存在があるので、出す前に会派の中でそういった調整は当然会派が機能を果たせばいいと感じる。けれど、例えば一般質問だったら、質問があって2、3日後にあるので、その答弁を聞きながら加えた質問をしていくということはできるけれども、この場合はもうどうしようもない。しかし、常に同じ質問を確信犯的にやっているのではないかというのが仮にあった場合、これは会派間でちゃんと話し合ってもらおう。それ以上に書くのは難しいという気がする。

委員：書くのではなく、現実の扱いの話として、これはこれで重複もOKとしたとするならば、フィルターをかけていく中で明らかに確信犯みたいな人が出てきても、もう重複もOKとなっているので、それもOKということにしていくのか、現実の扱いの中で何らかの形で調整をしないと、それは無駄だと言うのか。

委員：おっしゃりたいことはよく分かる。ただ、初めてのことなので、あまりイメージが

掴めないところもあるが、違う角度から聞かれても、執行部の立場で言えば、右の立場から聞かれようが、左の立場から聞かれようが、答えはまったく一緒ということはよくあるような気がするが、本来、そういう時でも質問自体が全然多分違うと思う。そうすると、それを一色単で答えられるか、その項目を設けるかというのは、今後検討していかなければいけない。

委員：そういう場合は勿論いい。もう明らかに一緒、誰が聞いても見ても明らかに始まりから終わりまで一緒というものが見えてきた時に、それでもこれは重複もOKということにしてあるから何でもOKだという感覚で我々はとらえながら言っているのか、その辺は我々も含みながら言っているのかということだが。

委員：それはもう含みながらでいいと思う。多分、議会運営委員会で一緒のように同時期に出てくるだろう。そうした場合、「まとめてもらった？」という話もできるのかも知れない。

委員：結構である。

委員：細かいことだが、「質問主意書」という言葉が、国の方で使っている標準的な言葉であれば、そういう文言の統一は図っておかなくていいのか。

委員：「質問書」でなくて「質問主意書」と統一した方がいいという意味か。

委員：それは普通議会関係で使う言葉であれば、合わせておいたほうがいいのではないかと。

委員：事務局、全国の「文書質問制度」はみんな一緒の名前になっているか。

事務局：東京都は「文書質問書」、北海道は「文書質問承認要求書」、徳島県は「質問主意書」という名前になっている。

委員：全国で名前がみんな違うということ。

委員：分かった。

委員：あと、よいか。

(了承)

それでは次に、前回のプロジェクト会議において議員活動の明確化(4条関係)、それから議員報酬及び政務調査費(17条関係)については、現時点で新たな条項の新設や現行の条項の改正は行わないこととしたが、今までの議論の過程もあるため、検討条項を設けることや附帯決議を行うなど、何らかの議論の足跡を残すべきとの意見が出た。このことについてどのような対応方法があるか、事務局に検討させたので、説明させる。

事務局：資料4にあるに四つの方法が考えられるのではないかと検討している。一つ目、いわゆる本課題の検討について、附帯決議を行うという方法はどうかということだが、問題点は、普通、「執行部は、～を検討すべき」という形で規定をするわけだが、今回の場合、議会が検討をしているので、「議会は、～を検討すべき」と自己に対する事項について附帯決議をすることとなり、それが適正かどうか、通常想定されないものではないかと考える。二つ目、本課題の検討事項を附則に設けるという方法であるが、これは本則を改正しないのにできるかということだったが、調べたところ、立法例があった。これは、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法

律の中で、附則の第2条に「政府は、この法律の施行後3年以内に、児童虐待の防止等を図り、～」という規定がある。しかしながら、これに関して、これは議定条例なので、議会から「政府は」という言い方をしているので、一つ目と同じように、自分に対して附帯決議、附則で義務付けを行うことができるのかという疑問が残る。三つ目、現行の議会基本条例の第28条がある。この部分を改正して、例えば「～に関しては何年以内に再度検討する」というような条文を加えるとか、第2項をもって新しい条文を加えるとかいう方法が考えられる。しかし、これに関しては、当然この議会基本条例自体が理念的な条例であるので、ここだけ具体的に、何年までにしなさいというものを書いていいものかどうかという点と、書いてしまうと、その年度が過ぎるともう一回改正しないといけないという問題が出てくる。四つ目、条例は触らないが、提案理由説明の中でその趣旨を謳っていく。条文の変更はないが、はっきりと議事録には残る。課題としては、文書的には残るが、法令上は残らないという形になる。以上、四つの方法があるかと思う。

委員：このことについて意見をお願いしたい。

委員：このことは前回いろいろ申し上げたが、6月議会に出さなければならず、時間切れでこうならざるを得ないという、ものすごく変則的である。そういう現実論があって、あとで理屈を付けようとしても無理がきているということで、議論しにくいですが、私はこの「議員活動」の明確化は本当に基本中の基本で、これがなされずに基本条例があるということ自体がおかしいという気持ちを未だに捨て切れない。議員報酬と政務調査費については、議会が求めて今審議会で審議をしているので、この結果、出てくる内容を踏まえてこの基本条例の変更なり追加なり何かをしていくということの考え方の筋道はそれでいいと思う。なので、先ほどの説明の中で議員報酬と政務調査費については、今の附帯決議、附則、第28条の改正、提案理由説明を踏まえて、どういう附帯決議なり、あとへの伝達をしていくかということではあるが、もう一度重ねて申し上げたいことは「議員活動」である。例えば条例の「目的」の第1行目には「議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め」とあり、これが一番の柱である。基本条例とはある面、議会運営基本条例でもあるけれども、議員活動基本条例でもあると思っており、「議員活動」とは何かと、この「議員の責務及び活動原則等」というのが、早く言えば「議員活動」だと。これを定めるとなっているが、その定めがどこに載っているのかということである。この「議員活動」ということが各ページに出てくる。例えば3条の「基本方針」の中には「次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする」と。その第1項に「議員活動を県民に対して説明する責任を有する」と、こう書いてある。第2章へいくと、その一番中心である「議員の責務及び活動原則」だが、「合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託に応える」と。3番目に「議員は、議会活動について、県民に対して説明する責任を有する」と。会派についても、「議員が議会活動を行う中で会派を結成する」と。議員がその議員活動をすることを支援すると。こういうふうに書いてあるわけである。第12条の「附属機関の設置」についても、議会は、議員活動に関して、何々するところに附属機関を設置すると書いてある。

委員：「議会活動」である。

委員：「議員活動」ではないのか。

委員：全部「議会活動」である。

委員：失礼した。では、議会活動とは何かということ自体が規定されていないということがあり、その「議会活動」の中の重要な部分に「議員活動」もあると。「議員活動」と「議会活動」はどう分けられるのか、どう関係するのかということも含めてであるが、ここで言うところの「議員の責務及び活動原則」の何をもって「活動」とするか。それは議員活動でもあり、議会活動でもあり得ると思うが、その内容を明示していかないと、この条例がベースがないままに「議会活動」とは何か、「議員活動」とは何かというものが規定されないまま、その上に乗った条例になってしまうのではないということである。だから、北海道とか数県でそのことを規定されていて、それが資料 2 の 19 ページの「議員活動の明確化」ということになってきているが、我々の課題提起としては、本会議や委員会等における審議や政策立案、政策提言のための取組、広報広聴の取組の他、加えて公的行事への参画も含めていくべきであると。これは他県の事例を見ながらこういうふうに意見を申し上げたものが、ここにも課題提起として出されているわけだが、ここには「事務執行の監視」というのが抜けており、一番基の議員活動が抜けているように思うが、それをいろいろ議論をしなければならぬから、時間がかかりすぎて今回ダメだったということでもいいのかどうか、再度確認をさせてもらいたい。それから、もしそうであれば、言葉の用法として「議員活動」という言葉がこの条例にないのであれば「議会活動」でもよろしいが、「議会活動」とは何かという言葉の用語の説明は必要ではないか。

委員：まさにこれは前回の 4 月 12 日に議論した内容そのものなので、繰り返しは避けたいが、一応「議会活動とは何か」というところについては、この前の資料でも事務局に付けていただいた都道府県議会議長会の方から、議員活動の中に議会活動というものが含まれ、その議会における活動以外のことも議員活動であるという図の中で、皆さん共通認識のもとで、では議員活動ということは今この基本条例の議論の中でやり得るのかということ、これは別の場所において、もっとしっかり結論を得ようやるべきだと。だから附則ないしは附帯決議をしたらどうかというのが前回の話の結論だったと思っているので、また振り出しに戻す議論は避けたい。その重要性を分かった上で、前回、附則でどうか、附帯決議でどうかという話になったので、今日、事務局から説明いただいた中で、具体的にその重要性を皆さんが理解した上で方法論を議論するということがいいのではないか。

委員：もう一回確認したいが、議会活動の中に議員活動があるのか。議員活動の中に議会活動があるのか。

委員：議員活動の中に議会活動があるという図が都道府県議会議長会の方から示されていて、これをベースに我々としては議論をするべきだという共通認識ができていたと理解している。

委員：それはいい。既に決められているということであれば、それ以上はやむを得ないけれども、次にどういう対応をしていくかについては、きちっとした期限と対応方を

こと詳細にして送っていただきたいということを強く要請しておく。

委員：確かに議論をもっと深めなければいけないという理由も勿論あるのが、一方、どれだけ議論を深めても、地方自治法改正がなされるのか、なされないのかによって、我々の議論の限界もあり、これまでの議論はそうになっていた。例えば「公選職」という位置付けに我々で勝手にするとしても、それはダメという議論が国であり、国の動向も見ながら、適切な時期にもう一度議論する必要があると認識をしている。そう思うと、いつまでに明確にするのかも非常に難しいと認識しており、そういうことを我々が共通認識として持ち、国の然るべき対応を当然我々としても求めていくし、そういう対応がなされた暁には、全国に先駆けて、しっかりやろうという合意を得られるところまでが限界と思う。

委員：議員報酬とか政務調査費に絡んでくる話は、今の国の動き等で考えていかなければならないと思うが、今現在やっている我々の議員活動は何なのかということは、我々の過去に、そして現在やっている議員活動をそのままストレートに表現して書き込んでいければ、三重県議会の議員活動になると思っており、それはそう時間もかけずにみんなで書き込むという気持ちになれば、この検討会でも決定は可能だと思う。それは次に送るということであれば、その段階をどういうふうに決めるかということにしていくべきだと思う。繰り返すが、報酬、政務調査費については別である。

委員：いかがか。

委員：議員活動については国の動向が、どうなっていくのかということとか、議員報酬、政務調査費については、我々が委ねている機関の話がどういう形で出てくるのかということも見極めながら、この点について現時点では議論の環境が整わないので、十分議論できる環境になってきた時に、ぜひこの議会基本条例に反映させていくための議論を担保するための対応方法を4点、事務局から上げていただいたが、これは問題点も同時に上がっている。この四つの方法はすべて「可」ととらえていいか。

事務局：問題点を書いてある限りは、まさに問題点で、「可」と言えば「可」だが、その程度の検討しか、今のところお話ができないというのが正直なところである。

委員：今の説明を聞くと、附帯決議とか附則などは、要するに自分のことを自分で規定するのは無理だろうと言っている。第28条の改正は、法令上に「何年以内に」と書けるかと突き付けられていて、現実論で言えば、提案理由説明が一番できる範囲だろうという説明だったと思うが、そんなことでよいか。

委員：そうしたら、附帯決議は「×」、附則は「×」、第28条の改正は「×」とか、どういうふうにとらえればいいか。それも含めて我々が今から議論していけばいいのか。

委員：今少し議論もあったが、前回の結論では、「議員活動、議員報酬、政務調査をセットで議論していかないと」という部分があって、これを正式に形にしようと思うと、あまりにも時間的拘束があるので難しい。また、地方自治法の改正という部分も当然出てくるので、これはやはり時間が少しかかるので、今回は意思表示をして収めていこうという結論に至っている。では、その意思表示をどうやるのかが、今やっていただきたい議論である。いろいろな方法はあったとして、自分たちが作った議提条例に対

して、自分たちが「議会は」という表現でもって、附帯決議をやっていけるかどうかというところは、今までの例でいけば、これはあくまで「政府は」とか「県は」、「執行部は」とか、そういう表現で附帯決議がなされてきたと。言ってみれば、天に唾していないかということを経務局としては言っていると思うが、そういう対応はちょっと無理があると思うが、どうか。

委員：今回、議会基本条例という議会に関することを我々がプロジェクトでやっていて、実質的にはすべての会派の皆さんに同意いただける内容まで議論をやっていくわけだが、あくまでも提案者は、座長を筆頭にここのメンバー全員になるのか、座長に一任するのかが、提案者以外の議員が、議会のことだからと言って附帯決議できないということはないと思う。理屈上はやってもおかしくはない。そんなに天に唾するような話ではなくて、提案者の思いは分かるけれども、一議員として賛成するに当たっては、こういう思いというのも分かってほしい。提案者以外の議員が言う権利はあると思っているので、その場合、ここにいるメンバーが附帯決議を提案するというのは自己矛盾を起こしておかしくなるが、ここ以外のメンバーであれば、理屈的にもあっていいのではないかと。

委員：ここでまとまったものがこれから議会改革推進会議に行き、全体会議になり、代表者会議へ上がっていく過程を考えると、理屈的にはあり得るけれども、今回の場合は少し考えづらいと感じる。そこで、提案理由等で提案者が言うのは、そういった意見を組み入れていくという流れなのかという感じがする。

委員：議会改革推進会議となると全議員が入っているので、そこはやはり委員が言われるところの話だと思う。

委員：と言いながらも、私は 附則でどうかと思っている。附則で何らか設けられないかと。議会自らが議会に物事をしなさいとやること自体おかしいのか、どうなのかと。それはやはり我々議会として自らに責務を課すこと自体は、おかしくないと思っている。提案理由説明ではちょっと不十分ではないかという気がする。

委員： 私は 提案理由説明でいいと思う。先ほどの委員の意見も十分踏まえた上で。ちゃんとそこを提案説明の中で盛り込まれれば形として残るわけだし、当然その過程においてそこまでいく、皆さんにその思いが了解されればいい話であると思う。かつ、座長から議会改革推進会議の会長に申し送りがされていけば、それで十分かと思うが、最終的には正副座長に一任で決めていただければと思う。

委員： 提案理由説明についてもう一度、具体的にどうするという事なのか。

委員：この条例案の提案説明を本会議場でやる時に、提案者を代表して、今後の課題として県議会でも議論をしてほしいと、もしくは議論がなされるべきと言い、そして議事録に残すというやり方である。

委員：そうすると、提案理由説明でやる時に、その提案の中に審議会の答申が出た後速やかにこのことの協議に入るということを入れていただきたい。

委員：地方自治法の改正でどうか。

委員：それは、時期が明確でないし、今後どういう方向になるか分からない。確かにそれは大きな課題であるけれども、今、地方に独自の条例化が求められているのだから、

議員報酬や政務調査費についても、全国議長会がやっているものに結論が出れば、その段階でそれを踏まえてやることは当然だが、今は、各県が自ら条例を作ってやりなさいということである。三重県で審議したら三重県独自のものを作ることは何らできないことはないし、むしろ三重県議会が先導してそういうものを作っていこうという意欲を持つ方が、今まで我々が求めてきた大改革の趣旨に沿うものと思う。我々が作った調査会であるから、その答申を踏まえるまでは待たねばならないけれども、それ以降は三重県議会として研究をして方針を求めていったらいい。そのあとからでも、途中段階でも、国の方針が決まってきたら、今度はそれを踏まえてまた検討すればいい。

委員：いかがか。

委員：事務局に確認したい。附則に関連して、児童虐待の法律で附則検討があったということだが、これは意見がまとまり切らなかったからか、それとも、例えば国会の会期という問題がある中での時間切れという部分だったのか、分かる範囲で教えてほしい。

事務局：その状況までは調べていない。

委員：他法令との関係とか、親権停止というのは大きな問題だから、まとまり切らなかったか、ないしは時間切れだったのかという感じがするが、それは分からないか。その背景も踏まえると、附則でもいいと思ったりしたが。私はもう正・副一任でいい。

委員：これでいけると思ったが、議会が「議会は」と言えるかというそこだけである。一番これがきれいだという気はするが。

委員：これは多分、議員提出法案で、検討で「政府は」と言っているのは、そこに盛り込むというよりも、民法の改正に対して政府はこれをやりなさいということを検討附則に入れたのではないか。この法律の中に書き込めということで附則に置いたのだろうか。

事務局：そこも確認をしていない。ともかく施行後何年と書かれている附則ではないかということを探した。

委員：これは多分、議員提出法案かもしれないが、議会に対して言っているのではなくて、政府に対して、例えば民法なのか児童福祉法なのか分からないけれども、変えなさいということも含めて言っている気がする。だから、ベクトルは政府に対して言っている附則なので、今回、もし附則に付した場合、審議が尽くせなかったとか時間切れとかいろいろ理由は出てくると思うが、でも必要性はあると。だけど、議会が議会に対して言うことになってしまうから、どうかという気がする。その上で正副に一任したい。

委員：という意見をいただきましたが、いかがか。

委員：問題点を議論しながらだとなかなか難しく判断できないのが正直なところだが、「議員活動」というものをしっかりと議論してほしい。国の動向もあるので、今の時点でということもあるが、やはり後々に明確に残る結果にしてほしいと思っただけお伝えさせていただいて、正副一任でよろしく願います。

委員：第 28 条で、「議会は、この条例について検討を加え」ということで、こうやって今

やっているわけだが、私はこの並びの話だと思っている。今回、我々のこのプロジェクトの中で議員活動の明確化、議員報酬、政務調査費ということが議論し切れなかったという意味においては、第 28 条で「議会は、ちゃんとこうやりなさいよ」と言っている中で、特にという意味で附則で置けないのかと。附則だから議会が議会に対してそういうことを課すことがおかしいという感覚は私にはないので、附則を軸に正副の方でぜひお考えいただければという思いを伝えさせていただく。

委員：それでは、少し時間があるので、次回の検討会の時に一度正副座長のたたき台を出して、再度検討いただくということにしたい。

(了承)

では、次回だが、29 日 10 時から、午前中で終わる予定でさせていただきたい。それでは、本日はこれにて閉会する。